

東米良地区農村型地域運営組織形成推進事業（農村 RMO 形成推進事業）利便性向上業務委託仕様書

1 業務の目的

中山間地域では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源の保全や生活など集落維持に必要な機能が弱体化している。これからは農家、非農家が一体となり、生産、生活扶助、資源管理に取り組むことで、地域コミュニティの機能・強化することが必要とされることから、集落における利便性向上に資することを業務の目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和5年2月24日（金）

3 業務の作業体制

(1) 業務体制

受託者は本仕様書に定める業務委託の内容を円滑に進めるため、必要な業務委託体制を構築すること。

(2) 会議

業務履行の進捗状況の報告や協議・相談を行うため、定例・臨時の会議を行うこととするが、頻度・内容・方法等については、協議会と協議の上決定する。

各会議の進行、資料の作成、スケジュール管理は原則として受託者が行うこととする。

4 委託業務の内容

(1) 遠隔システムを備えた無人販売所

(2) 入退室管理

(3) 商品管理・納品管理

(4) キャッシュレス決済

(5) オンライン対面接客

(6) その他

(1)～(5)を一元管理できるシステムの検討

5 成果納品

(1) 成果物

① 成果報告書（データ及び紙媒体）

② 事業で作成した制作物・システム

(2) 納期

令和5年2月24日（金）午後5時まで

(3) 納品場所

〒881-1231

西都市大字上揚2番地2

東米良地区1000年協議会担当

6 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、東米良地区1000年協議会に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ② 受託者は、納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ③ 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ④ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ⑤ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、協議会と受託者で協議の上、処理することとする。

7 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、協議会と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、協議会と協議の上決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、協議会の許可なくして流用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて協議会と協議の上、対応することとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議会の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。